

用番溝口舍人へ及案内候。其節は最早相果候趣にて、急死仕候旨申遣。舍人夜に入承之早馬にて罷越候。承届候五郎左衛門并石黒・杉野等、段々様子申聞候に付變死の儀承届、則御横目檢使の儀前田土佐守殿御用番故、紙面を以て申遣。則其段被仰渡邊喜左衛門、坂野藏人罷越候へば夜も明申候。舍人相頭に付伊藤彦兵衛も申遣罷越候。十九日公事場奉行藤田求馬宅にて、儀左衛門・忠兵衛・時内・權平等一々遂吟味候處、政右衛門一人の所爲に申陳候。二十一日於公事場三度及拷問候得共、義左衛門は白狀不仕候。忠兵衛白狀仕候は、此儀は去冬以來義左衛門張本にて相謀候。政右衛門・忠兵衛・時内・權内并原九左衛門家來萬藏一味同心仕候て、十八日政右衛門手に掛仕廻申旨申顯し候。萬藏は政右衛門兄に付遂吟味候處、政右衛門兄に候得共、近年小者奉公仕り原九左衛門方に罷在、去暮以來義左衛門と同心、十八日にも罷越し手傳いたし、屍をも洗申候。十九日九左衛門方より暇申請、刀を帯び浪人若黨に成申候。政右衛門行衛相尋候處、迎も難成逐電其身も覺悟仕候に付、才川の上へ致同道、水深き所にて身を投げ相果を見届申候。御尋

被成に不及事と白狀仕候。依之御郡方へ申渡し才川を搜索仕候處、才川の下玉鉾と申邊にて、二十三日政右衛門屍取上申候。爲路銀八十目渡し候をも萬藏取置候。

一、萬藏・政右衛門兩人外祖父は、御鷹方御徒にて水越三右衛門組・永井梶右衛門組也。娘も禁牢仕候に付、先づ御奉公爲扣置候。惣て此度弑逆の徒、父方の分は從弟以上禁牢、母方并養子に罷越候者は、先づ其分に仕置候様に年寄衆證議にて相究候。萬藏儀十九日暇遣候旨公事場への斷に候。

一、溝口見分の上入江方へ申遣候は、吉左衛門變死の体、非常の大變と存候。御自分病中ながら駕籠にて罷越諸事取嘔も可然哉と申遣候處に、氣分不宜、襦籠にても難參旨申來候に付夫々申談候。吉左衛門平生鷹數寄にて、其日も黃鷹・隼等六居有之候。舍人見届候て不殘尾を截て放遣候。六居の内に借鷹も有之に付、鷹主共段々人も遣はし請取度と申者も有之由に付、世上にて此評判取々申候。舍人存寄は、黃鷹等するあげ候へば、必ず御鷹部舍へ繫申御格と承及候。家來下々に弑逆に逢候て至て穢れ候。家内に繫置候鷹を、御物と並べ入置候てよきものに候哉、恐れ多く存候故、

世間の評判には不及貪着、存寄の通りに仕候旨申聞候事。

一、公事場奉行求馬話に、溺死の者は父母兄弟に爲見候へば、血を吐申ものと申儀公事場に申傳候事に候。此度政右衛門屍骸、二十三日暮頃に公事場へ牽參候。檢使共無紛政右衛門屍と申事に候得共、萬一相違の時は如何に候故、獄中より儀左衛門・忠兵衛等いづれも引出爲見候へば、政右衛門に無紛旨申候。其内母をも引出爲見候へば、母見候て我子の旨申候時、口鼻等より血さつと出申候。十九日朝より二十三日迄五ヶ日經ち申候。兼て承傳候事ながら初て目撃仕候旨。將又右惡徒去暮以來申談置、已に前夜吉左衛門、村井安左衛門宅へ罷越、及深更罷歸候節、途中にて仕廻申筈に仕置候。十七日夜供の者兩人不罷歸、安左衛門宅臺所に休居申候。夜半より吉左衛門宅より用事候間、はやく罷歸候様にと書狀指越候。吉左衛門見申迄にて不罷立候。八時過黃鷹居之、刀をば政右衛門に爲持罷歸候。半途にて何れも待居候處、最早明方近く成り、最早難成候と申相止申候由。仕課せ候時は、吉左衛門あやまち仕り相果候と申趣に仕候由。吉左衛門富有にて賄有之候を心掛候迄にて、外に

意趣意恨は無之躰に候。

一、殿上御歌始

(元文四年)
己未四月二十四日殿上御會初。

御製 露暖梅開

春をしり梅を見るにもなべて世に惠の露の掛れとぞ思ふ

講師甘露寺藏人頭藤原親長

朝日さす梢の露にさく花のけさよりにほふ梅ぞえならぬ私云。御制五文字にしりと有之は、るの字の誤にても可有之か。親長の歌頗難心得候。梅は露にて開くものにあらず、雪裏に咲き春にも先達を以て賞翫候。御題に泥み被申か。且朝日といひ又けさよりと有之候如何。乍然講師迄も被勤人に候へば、其ひかへも可有之候得共、愚意を記し他日識者に問ふべし。御制の難有御めぐみの御言の葉を、なべて世の人の傳へ稱し奉り侍る。露にぬれつゝの御制より、一きは難有こそおもひ侍る。

右拜吟の後又到來の紙面に、親長の歌言葉違候。如左。

日影さすかた枝の露も、咲花に今朝より匂ふ梅ぞえならぬ

女御舎子